

多様性に満ちた社会づくり有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 多様性に満ちた社会づくりの推進に向け、差別等に関する課題を把握するとともに、必要な施策を検討するため、多様性に満ちた社会づくり有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の協議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（令和4年秋田県条例第6号）及び同条例に基づく指針に関すること。
- (2) 差別、いじめ及びハラスメントに係る課題の把握及び必要な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多様性に満ちた社会づくりに関すること。

(組織及び委員)

第3条 有識者会議は、関係機関の職員、学識経験者その他の多様性に満ちた社会づくりに関して見識を持つ者等から知事が委嘱する委員により組織する。

2 委員の任期は、委員の承諾の日から令和6年3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 有識者会議に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は有識者会議の委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、有識者会議の議長となる。

3 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月6日から施行する。